

議会改革特別委員会会議録

[平成24年 9月21日開催]

南あわじ市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成24年 9月21日
午後 1時03分 開会
午後 2時36分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

委 員 長	柏 木 剛
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	森 上 祐 治
委 員	原 口 育 大
委 員	阿 部 計 一
委 員	印 部 久 信
委 員	熊 田 司
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	蛭 子 智 彦
議 長	楠 和 廣

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 南あわじ市議会会議規則の改正（案）について…………… 3
2. 南あわじ市議会の運営に関する基準の改正（案）について…………… 3

Ⅲ. 会議録

議会改革特別委員会

平成24年9月21日(金)

(開会 午後 1時03分)

(閉会 午後 2時36分)

○柏木 剛委員長 それでは議会改革特別委員会を開会します。

御存じのように、18日の全協で会議規則運営基準については、改革委員会からの報告をするということになって、委員会としての意見の一致を見たということのつもりで全協に報告したんですが、残念ながら委員会の意見の一致がないんじゃないかということで、改めて委員会の一致を。

○印部久信委員 ちょっと待って、その前に。ちょっと待ってよ、委員長。

○柏木 剛委員長 ちょっと発言中。ちょっと待ってください。

○印部久信委員 委員長の指示のもとでやったんですよ。おまえの指示で動きよるん違う。

○柏木 剛委員長 ちょっと私、発言してますんで。

ということで、本日の趣旨は会議規則と運営基準、これについて改めて当委員会としての検討をしたいと、結論は前回出たんですけども、改めて、ああいうことになりましたので。そんなことで、まことに委員長として全協での失態を恥じております。そういうことをおわびしますけども、改めましてこの委員会で会議規則及び運営基準について、改めてもう一度意見の一致を見たいというふうな趣旨で開かしてもらいますんで、よろしく願いします。

印部委員。

○印部久信委員 とにかく全協でいろいろあってこういうことになっとなんねんけど、まず一番基本的なことから聞きたいんやけど、一番直近の全員協議会でやな、阿部議員から前々から言われよったこともあって、あの当日、蓮池議員の発言もあったんかな、委員会はまず1日1つにしてくれと。こういうことで全協でおおむね申し合わせ事項というか、そういうことになったんや。わし自身も、あのときの全協の後、きょうの産建の後また委員会やる言いよるさかい、この間申し合わせ事項したのに、そない急いでせんでも、あいた日にやったらええでないかと。せっかく全協開いて、1日に2つも3つも委員会開くんは、お互いやめらんかと申し合わせした。そんでやな、何であない決めたところに、すぐにほないすんのか、がまず1点、不可解なんよの。代表者会であろうが全協であろうが、こういう形であれ、申し合わせしたら、申し合わせを覆してやる場合は、やっぱり議運やこ

とから話していった、やっぱりこういう場合はこういうこともええん違うかということをやっつかんと申し合わせした意味がない。

我々が一番簡単な申し合わせ、簡単言うたらおかしいけど、議会に携帯を持ち込まないことも申し合わせしたんだろう。ほんでみんなそれでやりよんのや。そんで今の場合だったら、特に蓮池議員が言いよる、携帯持ち込まんと言うたんさかい、例えマナーモードにしとつても、あかんの違うんかいうようなこと言いよるわな。けど、ほんなマナーモード言うたらどこ行ったってマナーモード言うたら一応携帯の機能もなくなつとるさかい、わしはええん違うんかなと思うたりもすんのやけど、けど、もしこれもやるんやったら、一応議運で協議して全協に諮らんといかんのか。申し合わせいうのはほんなようなことで、まず我々、議会改革やっつかんかいうような委員会が申し合わせしてまだ1週間もたつてないのを覆すようなことはしてほしくないというのが1つ。

それと、わしのこの間の全協のときの記憶では、南あわじ市市議会会議規則改正について混乱したように思うんよ。ほんで、印部おまえもこれに賛同したじゃないかや、どないやこないや言われてんけど、どこをどない賛同したんか、私のあれでは56条の2は絶対これおかしい言いよつたんに、こんなとこ賛同したことないと思うねんけど、56条の2でなしに、上の方の、あらかじめ質疑の回数を制限するでなしに、することができるやさかいに、これは違憲合法やさかいに代表者会議で相談して、申し合わせ事項に3回とかいうようにしたらええん違うかいうことは言うたんやの。全協のときには、今言うたことが大きな問題になったと思うんや。ほんできょうの委員会は、そのことの委員会やと思うとつたんや。これが来たときに、南あわじ市の議運と書いてある。議運だ、議会運営に関する基準というの。議会運営というの議運のこと違うんけ。どないよ、議会運営いうのは議運のこと違うの。

○柏木 剛委員長 議運とは関係ない。議会の運営に関する基準ですからね。

○印部久信委員 いやいや、わしや議会運営やさかいに、議会の運営に関する基準いうたら議運やと思う、わしは。

○久米啓右副委員長 議運でせんかいうてこっち引っ張り出してきたの誰よ。誰なんほんまに。こっちにせんかって言ったの誰よ。

○印部久信委員 反対や。議運はここに首突っ込むなて言うたんよな、阿部さん。議運は我々は議会改革やから議運はここに首に突っ込むなて言うたんやな。ほんで代表者会議のときに、議運がついてつとるさかいからおかしいて言うたんや。

そやさかい、このきょうの事件と書いてあるやつが1番はわかるねん、協議するのは。

2 番の議会・・・。

○柏木 剛委員長 待ってくださいよ、ちょっともう少し。

○印部久信委員 何だよ、議運がここに首つっこんでったさかいよ、代表者会議にも議運がいったんだあな。わしゃこんなんおかしいと。わしらは議会基本条例を発議して可決したら、後の運営についたら、もし何か問題があるんやったら議運で協議してくださいと言いよんねん、わしは。わしはこない言いよるねんずっと。

○柏木 剛委員長 ちょっと待ってくださいよ、あのね、もう一回言いますよ。

○印部久信委員 何が。ほんなことない。みんなに聞いてくれ、議運が大体、代表者会議のときによ。

○柏木 剛委員長 ちょっと休憩します。

(休憩 午後 1 時 1 0 分)

(再開 午後 1 時 2 8 分)

○柏木 剛委員長 再開します。

そういうことで本日の委員会として一応求めないかんのは、もう一回確認しますけど、南あわじ市議会の運営この3つ、このところのこのA3の3つ目、これはもう確認は終わってると解釈してますが、それでよろしいですか。

きょうは、会議規則の中の56条を問題にしたいと思うんです。これだけが一致がなかったように意見でわかれたので。ということで再開します。

改めまして56条、前回確認したんですけれども、それは別にしまして、改めて御意見を言ってください。56条について。

印部委員。

○印部久信委員 これ1と書いてないけど1にさせてもらうぜ。56条の2は、前項とした、これは1と書いてないけど、議長は、必要があると認めるときはあらかじめ発言時間を制限し、またはあらかじめ質疑の回数を制限するでないと。ことができるやから、前も言うたように、この文章は生かさんかと。ただし、代表者会議等で協議してもうて、今までどおり3回は保証すると。もしくは議会改革で前向きにやりよるんやさかい、だけ

たら議長はこれが4回、5回できるような配慮をしてもらうようなことでどうですかと言うたんよな、わしは。ほんで、この文章変えるいうたらまたいかんで、この文章でやったら使えるんでないかと、今の代表者会議等で申し合わせしてもうたらと、この1については私はそういう意見です。

○柏木 剛委員長 前回はそのとおりのことでした。

○阿部計一委員 代表者会議、代表者会議てやな、第一ここで決めたことを全協でやったらええ。代表者会議代表者会議て、何をそんなに権限があんの。

○柏木 剛委員長 もう一回確認します。56条第1項、ここに前もちょっと話した、私もやっぱりまだもう一回こだわるんですけど、あらかじめ質問回数を制限することができるのと赤字を加えたことについては、前回は、これで一致して全協持っていこうという話になったんですけども、それでいいですか。もうこれは異議なしでよろしいですか。

○印部久信委員 ただし、今言ったように、申し合わせはできるようにしといてもらわんとね。

○柏木 剛委員長 申し合わせということは、運営基準のほうね。そうです、3回の。

○印部久信委員 そうそう、表へ出すかわりに。

○阿部計一委員 どない言いよんのよ。

○印部久信委員 うちの委員会で、運営基準で。

○柏木 剛委員長 会議規則の56条の1項は、これでいいですかということは今確認しとるんです。印部さんは、できるだからいいんじゃないかということ。

○印部久信委員 けど、ただし、条件ある。申し合わせで3回ということは入れとかないと。

○柏木 剛委員長 もちろんです。それは会議規則に入ってますから。

○印部久信委員 そうでないとかんで。

○阿部計一委員 3回以上、何が認めるいうんけ。

○印部久信委員 今までどおり3回はまず保証すると。ただし、こういう議会改革やりよるんやさかい、議長は、その質疑の趣旨に応じて、もう1回2回、できるだけ前向きにできるように考えてほしいということを言いよる。表向きは3回。

○阿部計一委員 そんなことせんでええと思う。そなんん現状でええねんから。3回でやな、今まででも1回、執行部の答弁が悪ければやで、1回よろしいですか言うてやりよんだあな、それを2人の議員がどうやらこうやら言うたら議会運営、1回議長したらわからいの。そんなこと認めよったら、ほんで議長は絶対の権限持つとんのよって、何か議長の権限に内政干渉するようなことまで入れる必要ないよ。

○柏木 剛委員長 ちょっと整理させてください。

○印部久信委員 私の意見はそうやけど、みんなの意見で表向き3回とここにパーンと出せるような文言やってくれて、皆がほんだったら何も問題ないよわしは。全員の総意でやってくれたら。

○柏木 剛委員長 阿部委員の言われたことは、この会議の基準、この3つ目のところの一番下に入っとんですよ。

○阿部計一委員 要は、今までどおりでええやないかとわしは言うねん。3回以上、特別に認めるいうて、そんなことする必要ないねん。

○印部久信委員 これを表に入れるんか、文章、文言を。原案こないに書いてあるんやさかい、この原案やったら申し合わせで3回いうことを入れるんやさかい、これでええん違うかいうの。この文言を生かすんならやで。それか、いっそこんなん消して3にしたらええんじゃ。この文言を生かすんなら、こないした方がきれいやないか。これか阿部さん言うように、皆消してここを3にするかどっちかや。皆で決めたらええねん。いずれにしても3回の質疑ができる保証はあったやろ。そんでわしはこんな言いよる。けど、それは皆の意見聞いてくれ。

○柏木 剛委員長 3回以上はできるんですよ、運営基準でも。議長の許可が要るということを言ってるわけですよ。

副委員長。

○久米啓右副委員長 56条の1項に関しては、印部さん発言されたとおりで、今までと同じ運用になっていると思いますので、それはそれで私も問題ないと思います。以上。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 印部さん、もう一回確認するんやけれども、今現行どおりということで、そのことを申し合わせの中であらうとかなかということ、基準じゃなくて。

○印部久信委員 これ皆の意見や。わしゃこの文章を生かすんであれば、この赤字で書いてある文章を生かすんであれば、そないしてもうたがええん違うんかと思う。

○柏木 剛委員長 発言は順番に行きましょう。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから今までどおりの趣旨を申し合わせの中に表現しとけばええと。基準や規則であらわずに、裏というか、表に出さんと、申し合わせでやっといたらどないでということですよ。

○柏木 剛委員長 そうです。

○印部久信委員 ほんならこういう文章が生きてくると思うんじやいうこと言いよるん。と思うねん、わしは。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 申し合わせの事項というここの参考資料は、市議会の運営に関する基準に3回挙げてます。発言時間も60分で、この運営に関する基準に挙げてるんで、回数もこの運営に関する基準で十分だと思うんです。申し合わせまでいうよりも、やはりこれは議会の運営に関する事なんで議会の運営に関する基準、そこでとどめといたらええと思うんです。申し合わせ事項といういわゆるこの用紙の一番右端の申し合わせ事項までおろさんでも、運営に関する基準でええのやないかということです。

○柏木 剛委員長 ということは、特にこの原案に関して言えば・・・ということ。

すね。

阿部委員。

○阿部計一委員 私はこれ左から2番目の改正後の55条の第2項やな。56条。

○印部久信委員 この55と56とは違うんけ。

○柏木 剛委員長 56は削除です。

○印部久信委員 いや、55と56は大分違うんけいよんの。

○阿部計一委員 第55条、議長は必要があると認めるときはあらかじめ質疑の回数を制限することができるとして、その2番目に、前項の制限について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は討論を用いないで会議に諮って決めると、こう赤字で載っとんのやな。わしはこれにこだわっとんの。今も議長、よく見たらこの次のページにな、第7節、質疑討論及び表決の中で、これは現行どおりのこと書いてあるよの。けど何で今私言うた2番、こういうふうに入れとるので改正後として入れとんでえかな。

○柏木 剛委員長 わかりました。それは前回も大分事務局から、これが必要ということの説明があったんです。これを入れる意味があったと。改めてもう一回、2項について。

○久米啓右委員 入れたのは前項の制限についてというところだけで、あと黒いところはもともと昔からあったもんなんで、何も事務局は、つけも差し引きもしてないんで。もともとあったんで。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 現実ここ赤字で、こない言うて、2人以上あったらそういう討論をまた質問できると書いてあるんやの。書いてあるんや。

○柏木 剛委員長 これはもともとあった部分で。

○阿部計一委員 もともとあったって、これ改正後と書いてあんでえか。

○柏木 剛委員長 改正前もあったんです。

○森上祐治委員　　これは最近もろうたやつよ。これは黒字はもともとあったんです。

○印部久信委員　　もともとあったって、このことについて質疑しよんので。あったやつを消してもかまんでえか。ないやつをあげたって。

○阿部計一委員　　わしゃこれ見て言いよんねん、今もう議長の。ここには前と同じような形になっとなねな。そういうこと入れる必要ないでかって言いよんねん。

○森上祐治委員　　阿部さん持っとなやつな、最初から56条の初めから全部赤字になっとなる。これ前回もろうたやつか。最近のやつは。

○阿部計一委員　　全協では今私言いよったようなことを認める発言しよったよ。

○柏木　剛委員長　　ちょっと確認、赤字。赤と黒がちょっと。

○阿部計一委員　　全協でそういう。私の意見であって、皆がどない思うとるかは。

○柏木　剛委員長　　資料確認してくれるかな。阿部委員が持たれてる。全協で説明した資料。これが委員会で結論となった資料。

　　ちょっと休憩。

（休憩　午後　1時39分）

（再開　午後　1時50分）

○柏木　剛委員長　　再開します。

○阿部計一委員　　本来、やっぱり・・・。

○柏木　剛委員長　　休憩します。

（休憩　午後　1時51分）

（再開　午後　2時00分）

○柏木 剛委員長 再開します。

もし議長が今回の質疑は1回にしますと、もし宣言することができる、したとしますよ。そのときに2項は異議ありということ言えばいいということをするだけなんですよ。蛭子委員。

○蛭子智彦委員 質疑の標準、会議規則で3回を超えたらならないようなこと書いてありますけど、別にそれにこだわらなくてもええと思うんです。逆に言えば、質疑は自由であると。いいと思うんです、回数についてはね。ただ、それではいつまでもどこまでも続くわけだから、それをどこかで制限を加えるということが言われるわけだから、それは申し合わせでも何でも構わんと。そういうことで、議会改革という改革をするんだから、標準会議規則の精神は何かということも確かにあるかもわからんけれども、基本は、質疑についても発言についても、それは無制限でいうのが繰り返し同じようなことをするとか、発言内容としてふさわしい質疑として超えるよう範囲のものとか、それは議長が采配をして、議事の整理はする必要があると思いますけどね。何というかのりくらしとした答弁に対して、何回もわからんということで質問をする、議長もそれを促すというぐらいのことができればいいんだけど、案外、現状はそうになってないことが多いので、答えが出てこない中で消化不良で終わることが多いこともあるのでね、そのあたりが簡潔に、また明瞭に、的確な答弁を引き出すような仕組みをつくれればいいと、そこだろうと僕は思うんですね。議長が制限するというのは、そういう強権的にやるというの、それは今言われるようにおかしい話なんで、その趣旨が生かされる中身であれば問題ないということで。

○柏木 剛委員長 そういう意味でいきましたらね、精神から言ったら回数、時間、制限ないんですよ、会議規則上は、本来は。ただし、ということは、もうこの56条そのものが頭から要るか要らんかという話をしたほうがいいのかもわからんです。

○印部久信委員 またもと戻すんか、ほんなら。

○柏木 剛委員長 いえいえ、1項はこれでいいです。1項があったら2項が要るかどうかです。

○印部久信委員 1項はどないすんのか、1つずつ決めていけよ。

○柏木 剛委員長 わかりました。

○印部久信委員 3回できるということはこの申し合わせでも決まったんだがな。

○柏木 剛委員長 問題は2項にしましょう。

○印部久信委員 それをまた今、戻すようなこと言うさかいややこしいんで、1つずつ決めて前に進んだええんでえか。

○柏木 剛委員長 了解です。そしたらもう一回皆さん御意見求めます。
第56条2項について要るか要らないかどうか、これを結論出しましょう。

○印部久信委員 ほやからもう我々は、阿部委員も言いよるように、こういうことをやりよったらなかなか難しいからこれは要らんと。

○柏木 剛委員長 56条2項は要らんと。

○印部久信委員 前から一緒のこと言いよんのや。妙なこと言わんとって。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 議員は何でも発言も自由に、それが基本か知らんけど、そんなこと言いよったら、例えば全協持って事前に協議するとか、これはっきり言って自治法に違反したことやりよるんよ。そういうことも、ほんまに議会改革いうんやったら、そういうことを事前に、例えば事故やったもんでも事前にして、本会議をまあ言うたら縮小するような形でやりよんだあな。ほんまにそこまで言うんだったら、それぐらいふみ込んでやったらええのや。事前協議やら、そんな違法なことを堂々と認めてやりよんのやないか。そやから、今まで何の問題もない、2人以上やったらまた議長が認めて発言できるやて、こんな2項要らん。議会改革いうんやったら、もったきちっとせんなんことあんだらな。

○柏木 剛委員長 2項について御意見。要らないという意見が。

○久米啓右副委員長 議論ですからもう少し。この2項を取るということは逆に自治法違反となる、議員のそういう権利がある程度阻害されるということで、逆に自治法違反になるんで、これを会議規則で、ほかの条文と合わせれば、当然載せておくべきものだというふうに思います。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これはな、また付託案件で所管へ付託して、そこで十分審議もできることなんや。そこで決まることでもないねんやから、そりゃ自治法違反やいうことではない。

○柏木 剛委員長 今回の意見を出すのは第2項が要るか要らんかという話なんですよ。2項はどうしようかという話に絞った意見を。
久米委員。

○久米啓右副委員長 この状況に焦点当てて物事考えたときには、あらかじめというのは、議案が提案されたときに、議長が宣言するというのを想定してますんでね、何らその議事の途中で4回目、手挙げたときに、どうのこうのというような事態ではないんで、何ら問題ない項目であると思います。

○柏木 剛委員長 ほかに御意見。
原口委員。

○原口育大委員 もともと時間制限については、ここに56条にもともとあって、今回回数制限、55条に設けようとした部分を56条にまとめたということが発端で、今議論になつとるわけです。時間については、この黒字の部分のとおりで何もさわってないと、そこに回数が入ってきたと。回数について、例えば今救済措置というか、性善説というか、善意の解釈というか、議長さん、どんな議長さんでも、きちっとやってくれるんやと。十分な議論を保証してくれるんやということに基づいて、今これは要らないという意見が出とると思うんですけども、私はやっぱり議員の救済措置として、もし何か変な、変なというか、その趣旨に反するような制限を加えるような議長が出た場合、それをとめる措置がなくなってしまうんで、やっぱり救済措置は要するというふうに思います。

○柏木 剛委員長 ほかに御意見。2項について。
阿部委員。

○阿部計一委員 それこそ議長に対する内政干渉であつてな、そんな議長、今までおったけ。私も長いことやりよるけど、議長の権限にまで及ぶようなことを議会改革する必要ありません。

○柏木 剛委員長 ほかに。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 これは議会の議員に与えられた権限であって、議長の内政干渉には当たらないと思います。そういう比喻はちょっと違うと思います。

○柏木 剛委員長 ほかに。
熊田委員。

○熊田 司委員 先ほども事務局の方と話したんですけれど、普通何もなければ、この運用基準で大体1議案については3回の質疑と。一般質問については60分、代表質問には80分でやるけども、議長が急に今回の一般質問は30分でやってくれというようなことを言い出したときに、議員としてはそんなんあかんと、ちゃんとかいうふうに決まりで決まってるやないかということ言うのに、2人で提案して、それを皆で諮って議長の言うのがええのか、議員の言うのが正しいのか決めるための1つの項目やと。普通は何もなければそのまま決められたことを続けていくんやということでしたんで、さっきの同一議題につき3回の質疑も、途中でエキサイトしてきてもっと質疑させえ言うて、議長がいや3回までやと言うたときに、ほんなおかしいやないかと、もっとやらせえ言うて、ほかの議員が言うたんでとかいうんじゃないので、そういう点では、この項目は置いといても普通の進め方やったらそのまま今までのとおりを進めるんであって、変な態勢になったときの予備の措置やということ今事務局のほうで聞きましたんでね、このまま置いといて、2項もきちんと置いといてやったらどうかなという思いがします。

○柏木 剛委員長 ほかに御意見。56条第2項について。
森上委員。

○森上祐治委員 第2項は今、阿部委員おっしゃったように、今までの南あわじ市の歴史、議会の歴史見よったらね、なくてもいけるかもわからない。しかし、今回、議会基本条例をつくって一問一答方式、前面に出てきたときに、条例と規則の整合性ということ考えた場合に、やはり議員の権限を保証するという観点から残しておく、出しておく必要あるのかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今、森上委員が一問一答方式いうのを、違う意見の人は、それを前面

に出しとんのやけど、私は一問一答方式とこれとそない関連ないと思う。何でそないなるのかなと、それはもう見解の相違で、何か私はちょっとかみあわないかな。だから、この件についてはもうこれで。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく、このことを想定してほしい。実際動く中で、どういうときにこういうことが起こるか、どない委員長、想定しとる。

○柏木 剛委員長 私はね、例えばこの議案については、議長がどういう、議運と話すかわかりませんが、この件については1問にしますと、もし仮に議長が宣言したと、初めにですよ。

○印部久信委員 いやいや、どういうとき、本会議場の議案上程か、どこよ、想定して言うて。

○柏木 剛委員長 議案上程したときにね、この件については1回にしますともし議長が宣言したとしますよね。

○印部久信委員 何でよ、1でくくってあんでえか。

○柏木 剛委員長 できるんです。だから。

○印部久信委員 1で3回以上できると申し合わせしてあんでえか、1でよ。

○柏木 剛委員長 1はだから無制限なんです。

○印部久信委員 無制限てか、何でそんなこと言い出したん。56条の1よ。

○柏木 剛委員長 1回と宣言するからできるということを書いてあるんです。

○印部久信委員 ほんなこと言われてわしはわからんようになってくるわ。1はよ、さっき言うたように、3回できるということ、文言はこれやけど、3回できますよになっとんのだあな。

○柏木 剛委員長 いやいや、1の意味は、熊田さん言ったように30分にしますとかね、1回としますとかね。

○印部久信委員 ほんなこと言うなら1やり直さんか、1は3回できるに決めて、2に行きよると違うの。

○柏木 剛委員長 1は、基本はもう無制限ですよ。時間も回数も無制限ですよ。ただし、あらかじめ議長は、そういう意味ですよ、56条は。

○印部久信委員 ちょっと待ってくれ、わしはほんなこと言うたら、今まで議論してきたやつ全然解釈違うわ。また後で解釈違うて言われら。

○柏木 剛委員長 もう一回やりましょう、56条そのものをもう一回、理解してもらわないかんです。

○印部久信委員 1は、こういう文言やけれども、回数を制限することができるとなつとんのやけんど、運営基準か何かで3回とするになつたん違うの。

○柏木 剛委員長 そうですよ。

○印部久信委員 なつたんだ。そやのに何でまた今1回・・・。

○柏木 剛委員長 普通はしないです。しないけど、もし議長が。

○印部久信委員 けんど、これはもう3回とすると申し合わせでなつたんだから。

○柏木 剛委員長 なつたんです。一般的にはそれでいいんです。

○印部久信委員 なつたのになんで、議長が半時間にするや1回にすることができるやて言うんぜ。仮にほんなことが起こりうるの。

○柏木 剛委員長 ないと思いますけどね。

○印部久信委員 いやいや、仮に起こり得るって、起こっても構わんのか、ほんだら。構わんのか。ほんだったら3回に決めらんかいうて言いよつたことが生きてけえへんねえか。

ほんなこと言われたら、話、前によく進めらん。ほんなようなこと決まっとったぜ言われたら、わしら認識しとったんと全然違うわ。ほんなこと言ったらもうわしは、話ようせんわ。印部、おまえ、このことはこんなこともあんねぜて言われたらわしはほんな。ええいうわ、わしは。

○柏木 剛委員長 それができるといことを言っとんのが1項なんですよ。

○印部久信委員 ほんなんだったらもう、もうやめらんか。そんなんできるよになつとんの、今の協議してったことは。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 もうちょっとわかりやすく、委員長が極端な・・・。

○印部久信委員 委員長言いよるねん。こんなんあんたが説明せんでも、委員長、最終的に委員長が、ほんなこと言われたら今までわしがこないや思うてたのに。

○柏木 剛委員長 いや、私は正しいこと言ってますよ。
久米副委員長。印部さん、ちょっと待って。説明しますから。

○久米啓右副委員長 あらかじめ回数を制限することができる、そんで運営基準で3回にしましょうと、これはもう今までどおりで変わりません。それから3回の質疑回数ということです。

○印部久信委員 ただし、委員長が、議長によつたら30分以内、1回にしますということもできるや言いよつたでえか今。

○柏木 剛委員長 そのとおりです。

○印部久信委員 そのとおりだ。

○柏木 剛委員長 そういうことです。

○印部久信委員 そのとおりと言うことは、起こり得るということだ。

○柏木 剛委員長 起こり得るということです。だから2項がある。

○印部久信委員 ほんだったら1は、2項決めるまで1番の答え出されへんでえか。ということは、1番だけで先決めて、2番へ進めれへんいうことやの。2番の答えによったら、1番どない行くかわからへん。わしゃ、けんどころいう解釈ようせん。そんな解釈。

○柏木 剛委員長 事務局。

○印部久信委員 森上、わかっとなの。

○森上祐治委員 わかっとう。

○印部久信委員 半時間で1回やいうことも構わんの。

○森上祐治委員 構わんや言うても、ほんな。

○印部久信委員 半時間1回ですよと議長が言うても構わんの。わかっつけ。そやさかい、1番と2番と同時に行かんと、1番済まして2番に行くやことはでけへんな言いよるの。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） どういうときに使うかというケースについて、一番身近な部分で何遍も説明していますけども、予算で全議員になる前は、逐条質疑というのをしました。逐条で各項、款ごとに何問ずつしてました、質疑を。そういうのはあらかじめ議運で決めて、議長が質疑の前に逐条で行いますと。ほんで、款何ぼからな何ぼまで質疑はございませんかというようにしてます。それでその項目ごとに3回ずつしてます。そういうときには、この規定により行っているということです。

ほんで委員長が言われた1回というようなんは、もうないと思います。この運営基準の申し合わせの方で3回にしていますので、なかなかそういうことはあれへんかなと思います。ただその逐条質疑についても、ほかの議員さんが議長がくくった項目をもっと小さくして、款を2つに分けて3回ずつできるようにしてほしいというような異議の申し立てもできます。一番身近な話でしたら、そういう逐条質疑の場合は、この56条の規定が該当してくるんかなと思います。

○印部久信委員　　そやから委員長、今言われたように我々は、もう、こういう文言は生かしたるけんども、実際はこうやというふうにわしは理解しとんのよ。それが、今委員長は、あんたほない言うけんども、この中では議長はこんなことでもいけますよやら言われたら、ほんで、いけんどもか言われたら、これどない解釈してええんやわからへん。また、おまえの考え方おかしいでか、これがこの中に入っとんのじゃ言われても弱る。ほんなこと言うたらこの3回に決めらんかいうたって委員長は、議長によつたら、こらどんな議長ができるかわらんけんども、1回で30分でやっってください言うても、これは通ります言われたら、わしやもうちょっとよう理解せんな。悪いけど。

○柏木　剛委員長　　極端なこと言ったんですよ。だから。

○印部久信委員　　極端なことでも、あり得るんだらう。

○柏木　剛委員長　　それを56条では言うとんですよ。

○印部久信委員　　あり得るんだらう。

○柏木　剛委員長　　現実にはそんなことないですけどね。

○印部久信委員　　あり得るんなら、56の1か、1済まして2に行かんか言ったって行けらんなちゅうの。2によってどないなるやわからへん。

○柏木　剛委員長　　1と2はペアですよ、そういう意味じゃ。

○印部久信委員　　ほんだったら1済ましたから次2というわけにいかんでか。わしはもう、3回で、文章はこれを生かして、表の文章はこれで3回ですよやと思ひ詰めとつたらやな、また、議長によつてもこの文章やつたら、こういうこともいけますよと言われたら。

○柏木　剛委員長　　はい。

○原口育大委員　　3回前提としても、例えば一般会計全般、全部で3回ですよということでは議長は言えると思うんですよ。逐条で、こっからここまで3回というのは、できるだけ議論を深めようという意味での使い方やと思うけども、逆に一般会計の審査、仮に一般会計全部で問題1つの議案やから3回ですと言われてしもうたら、それは議長は言えると思いますよ。1回も僕は言えると思いますよ。この基準以下を議長が無視したらね。無視

したことによる、いろいろあると思うから、普通は無視せえへんやろうけども、何か起こったときのための救済措置やから私はあってもええと思う。それはまず運用されることないやろうけど、ちゃんと形として整えておくことは必要だと。

○印部久信委員 運用されることはないけどでけんのだ。ほんな難しいこと言われたら。皆わかりやすいようにすっきりしといたらええでんか。何を言うん。解釈によって、ほんなことしよったら、わしら会派によう説明せん。こんなこともあります、ほんなこともあります、ほんな問題起こるようなことせんと、すっきりしといたらええん違うの。これはもうわしはようせん。けんど、解釈はしといたらんとの。答えは、否決、可決はともかくな解釈はきちっとしといたらんとの、こない書いてあっても、議長によったら1回30分ということもできますとかよ言われたら、理解しにくいで。

○柏木 剛委員長 そんなことがあっちゃいかんので、2項があるということをおは言いたかっただけなんです。

○阿部計一委員 けんどな、議会の倫理の大事なことやりよんの。ほんなん多数決でやこと、そんなことは通らへん。

○印部久信委員 けどこの文章からほんなことわしゃよう解釈せん。

○阿部計一委員 全協で多数決いう意見が多けりゃそりゃやったらええ。倫理条例、基本条例をやりよんのよって。

○柏木 剛委員長 印部委員、もう一回私・・・。

○阿部計一委員 基本条例すんのに全会一致が基本なんやから、そなんもん常識だな。

○印部久信委員 今の委員長の話、わしゃよう理解せん。

○柏木 剛委員長 じゃもう一回私言います。極端なこと言ったまでなんです。制限ができるというのが1つの考えなんですよ。

○阿部計一委員 26日に何が何でも出さんでも構わんでか。じっくり基本的に皆さんと我々の意見が違うねから、解釈が。

○柏木 剛委員長 ちょっとストップ。

(休憩 午後 2時24分)

(再開 午後 2時25分)

○柏木 剛委員長 再開しましょう。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今基準をここでするのがいいのか悪いのかという話出とるんですけどね。特別委員会立ち上げた趣旨としては、議会改革に関することはこの委員会でやりましょうと。ただ、細部で、これは議運に任せたほうがいと振り分けをするんやったら、ここでやって、議運でまた改めてやってくださいよというような趣旨を私言うつもりなんですよ。何でもここで決めてしまわなんとあかんでないかというようなことを言うたのではないんですね。だから細かい点について、印部委員も蓮池委員も、運営に関する基準は議運でやったほうがええんじゃないかということを全体的に一致するんならば、ここはもう議運にお任せして、行けるところは議会改革でやってもええと、ここの判断の中で動けばいいということを使ったんです。趣旨としてはね。

○柏木 剛委員長 それはもう前回の話でしょ。前回ではここでやろうとなったんですよ。
休憩。

(休憩 午後 2時26分)

(再開 午後 2時33分)

○柏木 剛委員長 再開します。

そしたらもう今回に関しては、会議規則及び運用基準、運営基準については、さわらずと。要するに議論はしたけども、少なくとも上程するなり全協持っていきなりのはなしと。

基本条例と運用だけを上程するという結論にしておいて、あとはもうその中で、恐らく議運でしかないと思うんですけど。運用基準はくっつけて。それを上程するという格好にして全協にその件諮るとかいう話は、もう次回以降と。少なくともこの議会改革委員会の中では、やることは行わないと。そういう結論でいいですか。

ほんならもうそれで今の話もまたワンクッション置いて。

○印部久信委員　　もともと我々は基本条例だけやって、後の運営は、問題出たら議運でやったらええんや。ほな言いよんでえか、前々から。ここへ議運が入ってくるさかいややこしい。

○阿部計一委員　　けど、議運が決めたことが全部通るやいうて、そうはいかんで。

○印部久信委員　　そんなことは、また議運が決めたら、また皆で。それは全協でまた相談したら。議運はあくまでも協議や。

○柏木 剛委員長　　本委員会の本日の結論申し上げます。

本日、議題にしました南あわじ市会議規則、運営基準に関しては一旦保留すると。改革委員会としては、一旦保留して、これについては次回以降の議会基本条例が上程されて成立した後、恐らく議運でしょうが、議運のほうにこの結論なり改正を委ねるということでもいいですか。

○印部久信委員　　議運から全協に諮ってもらったらええ。

○柏木 剛委員長　　ということになりますと、一応上程するのは、したがって全協は、これに関しては全協はもう開きません。前回、基本条例の内容と運用基準については、御説明してやったんで、一応最終日、26日には、基本条例については上程すると、発委すると。その件だけで、それ1つの結論としてやりたいと。

最終日には、本委員会は、これをもって閉じますということを委員長報告させてもらうということによろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長　　いろいろとありがとうございました。

そしたらこれで閉会します。

（閉会 午後 2時36分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年9月21日

南あわじ市議会議会改革特別委員会

委員長 柏木 剛